

京都大学	博士（法学）	氏名	佐藤悠広
論文題目	行政行為の附款論		
(論文内容の要旨)			
本論文は、行政行為論において、“意思表示理論を模倣した学説から行政行為自体の特性を重視した学説へ”という発展過程がみられることに対応して、附款論においても、行政行為自体の特性を重視した形で、附款の外延及び内包並びにその法的性質を再検討しようとするものである。 序章第一節では、現在の学説の到達点と未到達点を確認することを通じて、二つの課題が設定されている。 第一に、現在の学説は、進路を変更してデモ行進を許可する場合のように、申請された内容を変更して許可する処分（以下「変更処分」という。）がおおよそ附款付き行政行為に当たるのか、条件又は負担付き行政行為に当たるのかという問題に答えることができないでいる。この点に鑑みると、変更処分に体系上正当な法的位置付けが与えられるようにするためにも、附款の概念の外延及び内包を再検討することが課題となる。 第二に、現在の学説の多くは、行政行為に附款を付す作用を裁量権の行使として把握しているが、羈束行為については、そのような把握は十分でない。この点に鑑みると、羈束行為に付されるものも含めて、附款の法的性質を再検討することが課題となる。 序章第二節では、（冒頭に掲げたとおり）附款論が行政行為論の発展に取り残されている点が、美濃部・田中説から現在の学説までを概観した上で、指摘されている。 第一章第一節では、変更処分に関するドイツの学説の嚆矢となったヴァイロイターの理論が分析されている。 第一章第二節では、変更処分に関する現在までのドイツの学説が分析されている。 第一章第三節では、変更処分に関するドイツの学説のみを手掛かりとして、附款の外延及び内包を明らかにすることは困難であるため、より古典的な学説にさかのぼって、意思表示理論と行政行為論と附款論の重層的な関係を明らかにする必要があると指摘されている。 これを承けて、本論文の中心となる第二章及び第三章では、意思表示理論を摂取したと称するドイツの行政行為論及び意思表示理論を拒絶したと称するドイツの行政行為論（時期的にみて、美濃部・田中説に影響を与えた可能性があるもの）が、それぞれ分析されている。ここで問題となるのは、行政行為が法律事実として位置付けられているか及び行政庁の意思と行政行為の内容はどのような関係にあるか（以下それぞれ「第一の問い」及び「第二の問い」という。）である。 第二章第一節では、カール・コルマンの行政行為論が分析されている。コルマンは、第一の問いについては、行政行為の効力は法律でなく行政庁の意思力から引き出されるといい、第二の問いについては、法律行為と異なり行政行為の内容は原則として法律によって羈束されているが、法律が行政庁に自由裁量を与えている場合には、行政行為の内容は行政庁の意思によって決定されるという。 第二章第二節では、ヴァルター・イエリネクの行政行為論が分析されている。イエリネクは、第一の問いについては、行政行為は法律事実であると明言しており、第二の問いについては、行政の法律適合性の原理に鑑み、行政庁の意思が行政行為の内容に反映			

されることは避けられるべきであるという。

第二章第三節では、ハンス・ユリウス・ヴォルフの行政行為論が分析されている。ヴォルフは、第一の問いについては、行政行為の効力は法律効果として生ずるといい、第二の問いについては、行政行為は行政庁の意思表示であるが、意思表示に関する諸規定は適用されず、また、法律が“類型概念”を用いている場合には、行政庁の意思が行政行為の内容に反映されるという。

第三章第一節では、オットー・マイヤーの行政行為論が分析されている。マイヤーは、第一の問いについては、行政行為の効力は法律でなく国家意思にまつわる“公権力”から引き出されるといい、第二の問いについては、行政行為を、①法律に基づかないもの、②行政庁に一切の裁量が認められないもの、③行政庁に“裁判官の裁量”が認められているにすぎないもの及び④行政庁に“自由裁量”が認められているものに四分し、このうち②③は“法律の意思”を示す行政行為であり、①④は行政庁の意思を示す行政行為であるという。

第三章第二節では、フリッツ・フライナーの行政行為論が分析されている。フライナーは、第一の問いについては、行政行為の効力は法律でなく国家意思にまつわる“支配力”から引き出されるといい、第二の問いについては、どのような行政行為をすべきかが法律上一義的に確定されず、行政庁に“自由裁量”が認められる場合には、行政庁の意思が行政行為の内容に反映されるという。

第三章第三節では、エルンスト・フォルストホフの行政行為論が分析されている。フォルストホフは、第一の問いについては、行政行為の効力は法律でなく行政の“固有の権威の力”から引き出されるといい、第二の問いについては、法律行為論における意思の概念を行政行為論に転用することは拒絶されなければならない、また、法律が“価値概念”を用いて当該価値を実現するための具体的な行為の選択を行政庁に委ねている場合には、行政庁の意思が行政行為の内容に反映され得るという。

以上の考察を踏まえて、終章では、羈束的な行政行為か裁量的な行政行為か、形成的な行政行為か確認的な行政行為かという二分法を組み合わせた座標軸が設定された上、行政行為と附款の関係及び附款の法的性質に関する独創的な自説が提示されている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、行政行為論の古典的なテーマの一つでありながら、裁判例に乏しく、これまでの学説では必ずしも十分に考察されてこなかった附款の概念及び法的性質について、新たな分析視角を提示しており、以下の三点において新たな知見をもたらす学術的業績である。

第一に、行政行為については、“意思表示理論を模倣した学説から行政行為自体の特性を重視した学説へ”という発展過程がみられるのに対し、行政行為に付される定めである附款については、今なお意思表示理論を模倣した学説が残っているとした上、行政行為論との齟齬を解消するため、附款論においても行政行為自体の特性を重視した学説を構築する必要があると指摘した点である。

第二に、意思表示理論を模倣した美濃部・田中説のモデルと考えられてきたカール・コルマンらの学説及びこれと対抗関係にあると考えられてきたオットー・マイヤーらの学説を取り上げ、各学説における意思表示理論と行政行為論と附款論の重層的な関係を分析した上、コルマンらの学説とマイヤーらの学説の間には、本質的な相違があったわけではない点を明らかにした点である。とりわけ、意思表示理論と行政行為論の関係を分析した部分は、附款論だけでなく、近時進展をみせている公定力論にとっても重要であり、学界の共通財産となることが期待される。

第三に、このような分析結果を手掛かりとして、羈束的な行政行為か裁量的な行政行為か、形成的な行政行為か確認的な行政行為かという二分法を組み合わせた座標軸を設定した上、行政行為と附款の関係及び附款の法的性質に関する独創的な見解を提示した点にある。これまでの学説では、附款の許容性の問題は行政行為の裁量の問題に吸収されるとするものが多かったのに対し、本論文が、両者の問題を切り離すべき局面と切り離すことができない局面を区別した上、附款の許容性の問題を検討している点は、注目に値する。

もっとも、本論文には、裁量の概念の捉え方についてやや鮮明でない点が残るほか、いわゆる警察許可とそれ以外の行政行為の区別についても、予備的な考察が必ずしも十分でない点がみられる。しかしながら、これらの点については、今後の研究を通じて考究を深めることが十分に期待できる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資することが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和六年一月三〇日に調査委員三名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第一四条第二項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降